

平成 27 年 1 月 1 日施行

相続税の税制改正のあらまし

相続税 改正 1 遺産に係る基礎控除

○遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】
5,000 万円＋
(1,000 万円×法定相続人の数)



【改正後】
3,000 万円＋
(600 万円×法定相続人の数)

相続税 改正 2 相続税の税率構造

○最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

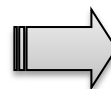
各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
～ 1,000 万円以下	10%	10%
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	15%	15%
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	20%	20%
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	30%	30%
1 億円超 ～ 2 億円以下	40%	40%
2 億円超 ～ 3 億円以下		45%
3 億円超 ～ 6 億円以下	50%	50%
6 億円超 ～		55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

相続税 改正 3 税 額 控 除

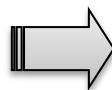
○未成年者・障害者控除の控除額が引き上げられます

未成年者控除【改正前】
20 歳までの 1 年につき 6 万円



未成年者控除【改正後】
20 歳までの 1 年につき 10 万円

あああ障害者控除【改正前】
85 歳までの 1 年につき 6 万円
(特別障害者 12 万円)



障害者控除【改正後】
85 歳までの 1 年につき 10 万円
(特別障害者 20 万円)

◆ 広報委員 ◆
 委員長 齊藤 一男
 副委員長 森 勤子
 委員 石川 雅洋
 委員 加藤 宏
 委員 大野 和也
 委員 高橋 秀樹
 委員 中島 英一

各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html